



近年、大型の台風による被害が各地で発生しています。本市では引き続き、台風接近による風水害・土砂災害の対策に努めています。一人一人の備え「自助」が必要です。

雨風が強まってから屋外の点検・補強・清掃などをするのは転倒などを招くことになり、かえって危険です。台風が猛威を振るう前に、早めの対応を心掛けてください。

市災害対策本部では、台風の規模や進路により、開設する指定避難所を決定します。

避難所を開設した場合は、防災無線や市ウェブサイト、とんだばやしメール、広報車などでお知らせします。

ご不明な場合は、市災害対策本部にお問い合わせください。  
お問い合わせ 危機管理室  
(内線9503)

## 家庭でできる対策

◆屋根、雨戸の点検・補強をする



◆鉢植えや物干し竿などを固定する

◆側溝、排水溝を掃除する

◆テレビ、ラジオ、市ウェブサイトなどで情報入手する



◆断水に備えて飲料水や非常食を準備する



◆家族間の連絡方法を確認する

◆停電に備えて、懐中電灯の乾電池や、携帯電話・スマートフォンの予備バッテリーなどを準備する

## 災害による被害を最小限に～錦織東町会に自主防災会が誕生～

新たに錦織東町会に自主防災会が結成され、発電機や投光器、コードリール、カセットコンロ、野外ラジオ、ガソリン携行缶などの防災資機材が配備されました。



今後、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。

### ●自主防災組織を結成しましょう

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域住民の強い信念と連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織です。

若い世代を含めた皆さん一人一人の「力」が必要です。災害に強い地域を作るために自主防災組織を結成しましょう。

**問い合わせ** 市消防本部警備救急課  
(☎23)1125)

## 安否確認は

「災害用伝言ダイヤル171」  
「災害用伝言板web171」

をご利用ください

とする地震では、本市においても電話がつながりにくい状況が発生しました。震度6弱以上の地震など大規模災害が発生し、電話がつながりにくい状況が発生した場合、電話会社や携帯電話会社が災害用の伝言サービスを開始します。このサービスは、活用方法を家族で決めておきましょう。

### ■災害用伝言ダイヤル171

災害用伝言ダイヤル171（☎171）は、地震災害などの発生により、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になったときに、被災地内と他の地域を結ぶ「声の伝言板」です。

伝言の登録・再生をすることができ、利用

の際は（☎171）をダイヤルし、案内に従って操作してください。

同ダイヤル171は、毎月1日、15日、正月三が日などに体験利用ができます。で、災害に備え、家族で事前に体験しておきましょう。

### ■災害用伝言板web171

災害用伝言板web171（<https://www.web171.jp/>）は、インターネットを利用して被災地の人の安否確認をする「文字の伝言板」です。

伝言情報の登録・閲覧が可能ですので、利用の際は同伝言板にアクセスし、案内に従って操作してください。

**問い合わせ** 危機管理室  
(内線9503)

## 「メール119番」を ご存じですか

電話での対話による、119番通報が困難な人が、携帯電話などから電子メールを利用して消防車や救急車の要請ができる緊急通報の補助手段として「メール119番」を運用しています。

**対象者** 市内在住で聴覚・音声・言語機能などに障がいがあり、身体障がい者手帳を有する人

※「メール119番」を利用するためには、事前に市消防本部または障がい福祉課への利用申請が必要です。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市消防本部指令課 ☎(23)0119・FAX(23)9913

この訓練は一人一人が身を守る行動や避難行動を実践する機会です。この機会に災害時にできる最善の行動を考え、実践してみよう。

## 9月5日(木)は 大阪880万人訓練

Osaka 8.8million drill

～地震が起きたら、まず身を守る～

**とき・内容** 9月5日(木)、午前11時～地震発生(想定)、11時3分ごろ～大津波警報発表(府から府内全域に向けメール配信)、11時4分ごろ～火災拡大(市より市内全域に向けメール配信) ※携帯電話利用者に訓練速報をメール配信します。緊急地震速報のブザー音ではありません。

※マナーモードでも着信音が鳴ります。映画館などではあらかじめ電源を切るなどお気をつけください。

※エリアメール、緊急速報メールに対応している機種のみ配信されます。携帯電話の対応機種など詳しくは、携帯電話各社でご確認ください。

**問い合わせ** 府民お問合せセンター ☎06(6910)8001

## パブリックコメントを実施します

### 「富田林市経営戦略(上水道)」 「富田林市経営戦略(下水道)」



本市水道事業では、今後の水道事業計画として「富田林市水道事業ビジョン」を策定し、この事業計画を踏まえた中長期的な経営の基本計画として「富田林市経営戦略(上水道)」の策定に取り組んできました。

また、本市下水道事業では、今後の下水道事業計画として「新富田林市生活排水対策基本計画(3次改訂版)」および「流域関連公

共下水道事業計画」を策定し、経営基盤を強化するための取り組みを進めていくための基本計画として「富田林市経営戦略(下水道)」の策定に取り組んできました。

このたび、「富田林市経営戦略(上水道)」「富田林市経営戦略(下水道)」の素案がまとまりましたので、市民の皆さんのご意見などを募集します。

◇意見などの募集期間 いずれも8月7日(水)～9月6日(金)

◇素案の閲覧方法 いずれも8月7日(水)～、市役所(情報公開課および上下水道総務課)、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、人権文化センター、Topic(きらめき創造館)、すばるホール、レインボーホール(市民会館)、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーまたは市ウェブサイト(パブリックコメントのページ)でご覧いただけます

◇意見などの提出方法 いずれも9月6日(金)(消印有効)までに住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、Eメールで☎584-8511常盤町1の1 上下水道総務課 [FAX(25)7444・Eメールsuid-o-soumu@city.tondabayashi.lg.jp]へ ※直接持参も可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。

**問い合わせ** 上下水道総務課(内線251)

市民の  
皆さんの声をお寄せください

市政へのご意見・ご提案を、気軽に市役所までお寄せください。お寄せいただく際は、次の方法をご利用ください。

■郵送、ファクス 郵送、ファクスの場合は次の投書先へお送りください。

■投書先 情報公開課 ☎584・8511常盤町1の1・FAX(25)9037

■市ウェブサイト、Eメール 市ウェブサイト「メールでのお問い合わせ」(左記のQRコードからもアクセスできます)やEメール [info@city.tondabayashi.lg.jp] から投稿いただけます。

■市民の声ご意見箱 市役所1階総合案内前と金剛連絡所1階入り口横に設置しています。

**問い合わせ** 情報公開課(内線181)



# 市立幼稚園・保育所のあり方 基本方針（素案）を見直します

今年10月の市立幼稚園の園児募集は  
例年通り10園で実施します

本市における市立幼稚園の園児数の減少や保育所の待機児童問題などを一体的に検討し、今後の市の進めるべき方針策定に向け、昨年8月に「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（素案）」をお示しし、パブリック

コメントを実施したところです。

その中で、素案にありま市立幼稚園の廃園に反対する署名の提出とあわせて、反対のご意見を多くいただいたことから、このたび、素案をゼロベースで見

直すことといたしました。

これに伴い、今年10月の市立幼稚園の園児募集は、例年通り10園で4歳・5歳の園児を募集します。

なお、園の再配置、3年保育の実施、預かり時間の延長を含めた新しい素案については、できるだけ早い時期にお示しする予定です。  
■パブリックコメントの結果

市役所（こども未来室、教育指導室、情報公開課）、市立幼稚園、市立保育園、または市ウェブサイト（パブリックコメントのページ）でご覧いただけます。  
問い合わせ こども未来室（内線291）、教育指導室（内線369）

## 子ども食堂に 取り組む取組が 進んでいます



子どもたちの新しい居場所として「子ども食堂」の取組が、本市において広がりはじめています。そこで本市では、地域に

おける子ども居場所として「子ども食堂」の運営に取り組みむ団体に対して経費の一部を補助するなどの支援をしています。子ども食堂などの開設相談、子ども支援サポーターの登録など詳しくは、お問い合わせください。

●子ども食堂に寄贈がありました

富田林ライオンズクラブより、市内6カ所の子どもの食堂に炊飯器やパーティーシヨンなどの寄贈がありました。寄付や食材などの寄贈について詳しくは、お問い合わせください。

●子ども食堂・居場所づくり研修会／子どもたちに私たちができること

子ども食堂の取組みを支援するため、子どもの居場所づくりについて考える同研修会を開催します。子ども食堂に関わっている人、これから関わってみたいと考えている人はぜひご参加ください。

とき 8月24日(出)、午後1時30分～4時30分  
ところ すばるホール  
定員 100人  
参加費 無料

申し込み 8月6日(火)、市社会福祉協議会（☎25）8200へ（申し込み先着順）  
問い合わせ こども未来室（内線287）

## ルールを守って 楽しい花火



毎年、夏になると花火による事故が発生します。特に、打ち上げ花火による火災が多発します。花火で遊ぶときは、次のルールを必ず守りましょう。

- 花火に書いてある遊び方などをよく読んで守る。
  - 花火を人や家に向けたら、燃えやすい物がある場所を遊んだりしない。
  - 風の強いときは、花火をやめる。
  - 事前に水を用意する。
  - 花火の筒先に、顔や手を絶対に出さない。特に、点火時や途中で火が消えたときは注意する。
  - 大人が手本となって正しい遊び方や、火の後始末の方法を子どもに教えましょう。
- 問い合わせ 市消防本部予防課（☎23）1124

## 匿名OK！ 女性の悩み電話相談

長い夏休みを迎え、「子どもや夫、パートナーにイライラしてばかり」「怒ってしまった自分に自己嫌悪」「そんなことはありませんか。」

本市では、毎月第1・2金曜日と、第3・4火曜日に「女性のための電話相談」

を実施しています。どんな悩みでも女性相談員と一緒に考えます。ぜひお電話ください。

※相談日程・時間などは、22ページ「今月の相談」をご覧ください。  
問い合わせ 人権政策課（内線474）

令和元年10月1日(火)～

# 幼児教育・保育の無償化が始まります

問い合わせ 幼児教育・保育の無償化について＝こども未来室（内線293）  
児童発達支援の無償化について＝障がい福祉課（内線195）

## 保育所、幼稚園、認定こども園など

### 3歳から5歳までの全ての子ども利用料が無償化

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育などが対象となります。

#### 保育所など

- 保育料の無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 0歳児から2歳児までの子どもで住民税非課税世帯の保育料は無償です（本市では国に先行して、すでに無償化しています）。また、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所などを利用する子どものうち最年長の子どもを第1子と数えて、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無償となります。  
※年収360万円未満相当以下の世帯については、第1子の年齢は問いません。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまで通り保護者の負担になります（従来の主食費以外にも、副食費（お

かず・おやつなど）が必要になります。ただし、年収360万円未満相当以下の世帯の子どもと、保育所などを利用する子どものうち最年長の子どもを第1子と数えた第3子以降については、副食費が免除されます。

#### 幼稚園など

- 幼稚園については、月額2万5700円まで無償になります。無償化の期間は、満3歳となった日から小学校入学前までです。
- 通園送迎費、食材料費（主食費、副食費）、行事費などは、これまで通り保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当以下の世帯の子どもと、小学3年生以下の子どもを第1子とした第3子以降については、副食費が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定が必要になります。

## 幼稚園の預かり保育

### 保育の必要性の認定のある子ども利用料が月額1万1300円まで無償化

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、月額1万1300円を上限に預かり保育の利用料が無償化されます。
- 無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。  
※在園している園児については、別途お知らせします。  
※「保育の必要性の認定」には、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

## 就学前の障がい児の発達支援

### 児童発達支援、保育所等訪問支援などのサービスに係る利用者負担額が無償化

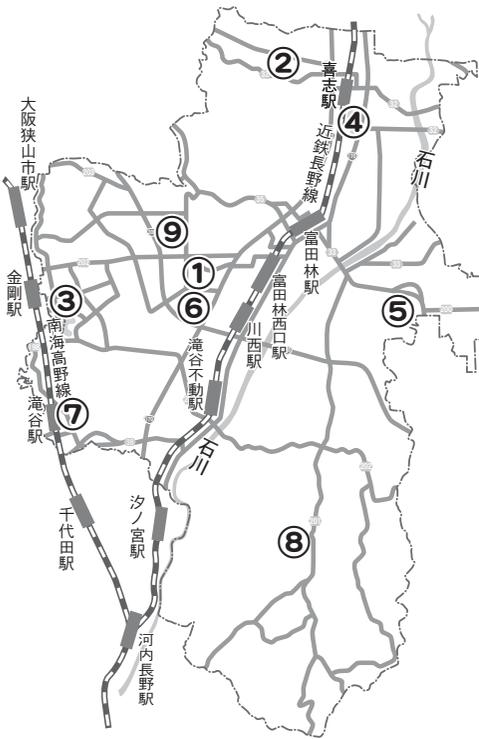
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 食費などの実費は無償化の対象外です。
- 無償化に係る申請手続きは不要です。

## 認可外保育施設など

### 保育の必要性の認定のある3歳児から5歳児までの子どもは月額3万7000円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2000円までの利用料が無償化

- 無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。  
※保育所、認定こども園などを利用できていない人が対象となります。  
※「保育の必要性の認定」には、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- 対象となる施設・事業 認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。  
※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県などに届け出て、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられています。

## 地域子育て支援拠点施設マップ



## 地域子育て支援拠点施設のご利用を

# 地域の子育て家庭を 応援しています！



市内には、下図の地域子育て支援拠点施設（①②地域子育て支援センター、③～⑨つどいの広場）が9カ所あります。

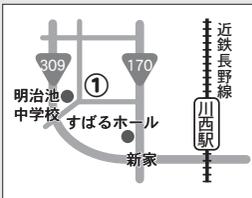
地域子育て支援拠点施設では、主に3歳までの乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で自由に遊んだり、育児について相談したりできます。また、さまざまな子育て講座やイベントも実施していますので、ぜひご利用ください。

**問い合わせ** こども未来室（内線205）、または各地域子育て支援拠点施設 ※詳しくは、子育て応援サイトTon Ton (<http://ton-ton.jp>) をご覧ください（右図QRコードからもアクセスできます）。



### ①富貴の里保育園内 地域子育て支援センター

**とき** 月～土曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時  
**ところ** 小金台一丁目14の15  
**問い合わせ** [☎(28)7364]



### ②梅の里保育園内 地域子育て支援センター

**とき** 月～土曜日（祝日、年末年始、8月13日(火)～15日(木)は除く）、午前10時～午後5時  
**ところ** 梅の里一丁目2の5  
**問い合わせ** [☎(23)4555]



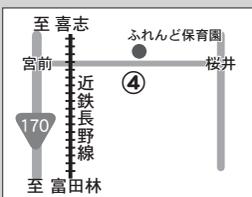
### ③ほっとひろば（ふらっと）

**とき** 月～土曜日（第3火曜日、年末年始は除く）、午前10時～午後5時（子育て親子の交流、集いの場は午後3時まで）  
**ところ** 寺池台一丁目13の31  
**問い合わせ** [☎(29)5227]



### ④ほっとひろば （レインボーホール）

**とき** 月・金・土曜日（年末年始は除く）、午前10時～午後3時  
**ところ** 栗ヶ池町2969の5  
**問い合わせ** [☎(29)5227]



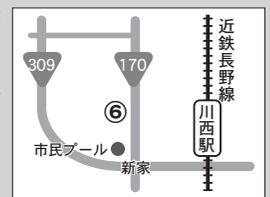
### ⑤ほっとひろば （かがりの郷）

**とき** 火～木曜日（祝日、年末年始は除く）、午前10時～午後3時  
**ところ** 南大伴町四丁目4の1  
**問い合わせ** [☎(29)5227]



### ⑥ほっとひろば （すばるホール）

**とき** 水～金曜日（年末年始は除く）、午前10時～午後3時  
**ところ** 桜ヶ丘町2の8  
**問い合わせ** [☎(29)5227]



### ⑦すこやかひろば（須賀）

**とき** 月～土曜日（祝日、年末年始、8月13日(火)～15日(木)は除く）、午前10時～午後3時  
**ところ** 須賀二丁目25の27（滝谷マンション1階）  
**問い合わせ** [☎(56)5540]



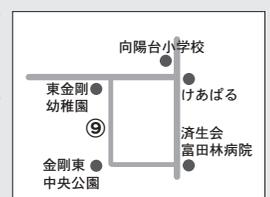
### ⑧すこやかひろば（東条）

**とき** 火・木・金曜日（祝日、年末年始、8月13日(火)～15日(木)は除く）、午前10時～午後3時  
**ところ** 龍泉594の2（グリーンピア東条）  
**問い合わせ** [☎(56)5540]



### ⑨ひだまり

**とき** 月～木曜日（年末年始は除く）、午前10時～午後3時  
**ところ** 向陽台二丁目13の2（エントピア置田1C室）  
**問い合わせ** [☎(70)7400]



## 「とんだばやしふるさと寄附金」の使い道

本市では、皆さんから寄せられた寄付金を、「とんだばやしふるさと基金」に積み立て、「ふるさとづくり」の事業資金として大切に使用させていただきます。

この基金には、4つの使い道があり、寄付していただく人が希望する使い道に沿って、そのときの状況に

応じた個別事業の予算に使用させていただきます。

### 「ふるさと寄附金」の活用予定

昨年、本市にいただきました寄付金（総額6391万1778円）は、今年度予算に組み込み、次の事業に活用する予定です。

《ゆたかなみどりへ》  
街路樹の管理などをします。

《まちのかがやきへ》

スポーツイベント「富田林ドリームフェスティバル」などに活用します。

《伸びゆくこどもたちへ》

小・中学校の図書購入など、子どもたちの読書・学習環境の向上を図ります。

《とんだばやしの未来へ》

富田林病院の建て替えや整備などに充てます。

《お問い合わせ》 都市魅力創生課（内線424）

## 新規就農希望者育成事業の研修生を募集

本市では、将来、市内で新たに就農をめざす人が、本市のプロ農家のもとで実践的な現場研修を受け、職業としての農業を体験することで、自身の農業への適性を知るだけでなく、農業における人脈作りもできる新規就農希望者育成事業として、いわゆる「富田林版はじめの一步村」を新たに始めます。

とき 10月～令和2年2月

ところ 市内の農地ほか

内容 実地研修（キュウリのハウス栽培など）、座学・実習など

対象者 市内で就農をめざす人 定員 4人

受講料 4万円 ※助成金（上限2万円）があります。詳しくは、お問い合わせください。

申し込み 8月5日（月）～30日（金）に、農業振興課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課（内線445）へ  
※申込書は市ウェブサイト（農業振興課のページ）からもダウンロードできます。

※後日、面接による選考があります（9月中旬予定）。

## とっぴーがゆるキャラグランプリにエントリー！

地域の発展や地元の観光PRのため、全国各地で活躍しているご当地キャラクターの人気度を競う、ゆるキャラグランプリ2019が8月1日（休）より開催されます。



本市イメージキャラクター「とっぴー」も昨年に引き続き参加します。1日1回投票することができますので、「とっぴー」への応援よろしくお願ひします。

投票期間 8月1日（休）、午前10時～10月25日（金）、午後6時

※投票方法など詳しくは、同グランプリホームページ（<http://www.yurugp.jp/>）をご覧ください。

問い合わせ 都市魅力創生課（内線424）

## 第15回 富田林ブランド 産品を募集

富田林商工会では、市内で生産・製造された農産物や食品、加工品をブランド認定委員会独自の基準により、「富田林ブランド」として認定（現在27産品）しています。

このたび、「富田林ブランド」に認定する産品を募集しますので、ぜひお申し込みください。

認定された産品は富田林ブランドホームページ（<http://www.tonshow.or.jp/tondayayashi-brand/>）や各種イベントなどで広く販売促進活動をしていきます。

応募資格 市内で事業を営んでいる個人・法人、またはそれらが構成されたグループ・団体

対象産品 市内で生産・製造された「農畜水産物」「食

品」「製品」

申し込み 富田林商工会または商工観光課に備え付けの認定申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて8月6日（火）～30日（金）に、☎584・0012 粟ヶ池町2969の5 富田林商工会内ブランド認定委員会事務局（☎25）1101へ（郵送可）

※募集説明会を8月20日（火）、午後2時、富田林商工会館2階会議室で開催します。参加を希望される人は直接会場へお越しください。

●富田林ブランド認定商品の販売コーナーをご利用ください

富田林ブランド認定商品を集めた販売コーナーを、きらめきファクトリー（☎24）5500に設けています。ぜひご利用ください。

※詳しくは、富田林ブランドホームページをご覧ください。

問い合わせ 同事務局（☎25）1101



# 富田林版SDGs 取組方針を 策定しました

持続可能な開発目標、いわゆるSDGs (Sustainable Development Goals) は、全世界共通の国際目標として、

2015年に国連で採択されたもので、環境・経済・社会の各分野で、2030年までに達成すべき17のゴールが示されています。

このたび、本市においても、このSDGsの実現に貢献するため、「富田林版SDGs取組方針」を策定しました。

今後は、この方針に基づき、SDGsの理念の普及や、市民の皆さんや団体、企業など、さまざまな関係者との協働による取り組みの実現につなげます。取組方針は、市ウェブサイトに（政策推進課のページ）に掲載しています。

## SDGsセミナーを開催します

SDGsは、ビジネスや雇用など、経済分野においても重要なものであり、その内容や先進事例などを学ぶ機会として、SDGsセミナーを開催します。

8月29日(木)午後6時～午後5時30分(受け付け) 市役所401会議室  
対象者 市内に事業所または店舗がある事業者  
定員 90人 参加費 無料  
申し込み 8月6日(火)～23日(金)に、事業者名、参加人数、電話番号を明記し、政策推進課(内線515・FAX200200)へ(申し込み先着順)

## 水洗化工事に伴う助成金 などが始まります

10月1日(火)以降の申請分より対象

10月1日(火)より「水洗便所改造工事資金助成金」と「排水設備改善工事資金助成金」の2つの制度が始まります。この機会に水洗化を検討してみませんか。各助成金には、条件などがありますので詳しくは、お問い合わせください。

水洗便所改造工事資金助成金  
公共下水道に未接続の家屋または既存の汲み取り便所や単独浄化槽から市設置型浄化槽へ転換する家屋を対象に、排水設備工事費用の一部を助成します。  
助成金額は、工事費用の50割(上限6万円)です。

排水設備改善工事資金助成金  
本市の公共下水道は、汚水と雨水を分ける分流式を採用しています。  
すでに公共下水道に接続済みの家屋で、汚水管に流入している雨水を分離するために工事をする場合、費用の一部を助成します。  
助成金額は、工事費用の30割(上限3万円)です。  
お問い合わせ 下水道課(内線262)



## 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

本市では、市政に対する市民の皆さんの理解と信頼を深め、市民参加の開かれた市政を進めるため、市の保有する情報を公開する制度を実施しています。  
また、市の保有する情報の中には、個人情報が多く含まれていることなどから、個人情報保護制度も実施

施しています。  
これらの制度の平成30年度中における運用状況は左表のとおりです。  
なお、実施機関別の詳しい運用状況は、情報公開課または市ウェブサイトでご覧いただけます。  
お問い合わせ 情報公開課(内線181)

### 《市情報公開制度の運用状況》

1. 利用状況					
開示請求	利用者合計				
192件	95人				
2. 開示請求の処理状況					
処理件数	処理内容				
	開示	部分開示	非開示	(うち不存在)	取り下げ
192件	49件	128件	13件	(12件)	2件
3. 審査請求の状況					
処理件数	実施機関		件数		
	道路交通課		4件		
	みどり環境課		1件		
	議会事務局		2件		

### 《市個人情報保護制度の運用状況》

1. 利用状況					
開示請求	訂正請求	削除請求	中止の請求		利用者合計
			目的外利用	外部提供	
31件	0件	0件	0件	0件	21人
2. 開示請求の処理状況					
処理件数	処理内容				
	開示	部分開示	非開示	(うち不存在)	取り下げ
31件	5件	23件	2件	(2件)	1件
3. 審査請求の状況					
審査請求内容	実施機関		件数		
審査請求	道路交通課		1件		

# 令和元年度 市職員採用資格試験 を実施します

試験職種		受験資格		採用人数
事務職	障がい者 (※1)	上級	平成2年4月2日以降に生まれた人	2人程度
		初級	平成7年4月2日から14年4月1日までに生まれた人	
	上級(※2)	平成2年4月2日以降に生まれた人	10人程度	
	初級	平成7年4月2日から14年4月1日までに生まれた人		
	司書(※2)	平成2年4月2日以降に生まれた人	2人程度	
IT資格者(※2)	昭和59年4月2日以降に生まれた人	2人程度		
技術職	上級(土木) (※2)	昭和49年4月2日以降に生まれた人	2人程度	
	上級(建築) (※2)	昭和49年4月2日以降に生まれた人		
消防職	上級(※3)	平成4年4月2日以降に生まれた人	3人程度	

- (※1) 申し込み時点で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている人。
- (※2) 普通自動車運転免許を取得済みであるか、令和2年3月31日(火)までに取得見込みの人。
- (※3) 普通自動車運転免許(A T限定を除く)を取得済みであるか、令和2年3月31日(火)までに取得見込みの人。
- (※4) 情報処理技術者試験とは、(独法)情報処理推進機構が現行実施する基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、情報処理安全確保支援士試験、システム監査技術者試験をいいます。

**■第1次試験日** 9月22日(日)  
**■試験会場** 大阪大谷大学(錦織北三丁目11の1)  
 ※消防職は市消防本部で実施します。  
**■実施要綱などの交付** 8月5日(月)～9月4日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)に、人事課、金剛連絡所で交付  
 ※消防職は市消防本部消防総務課でも交付します。  
 ※市ウェブサイトからダウンロードもできます。  
**申し込み** 次の①②両方の手続きをしてください  
 ①8月30日(金)までに、市ウェブサイトの「採用資格試験エントリーフォーム」[<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/jinji/29613.html>]に必要事項を入力し、エントリーシ

てください(右図QRコードからもアクセスできます)。  
 ②申込書に必要事項を記入し、8月16日(金)～9月4日(水)(土・日曜日を除く午前9時～午後5時30分)に、事務職・技術職は人事課、消防職は市消防本部消防総務課へ提出(郵送可。8月30日(金)までの消印有効)  
 ※詳しくは、実施要綱または市ウェブサイト(人事課のページ)をご覧ください。  
 ※いずれの職種においても性別は問いません。また、日本国籍を有しない人も受験できますが、従事できる職務に制限があります。  
**問い合わせ** 人事課(内線322、551)



# 市役所でパスポートの申請手続きができます

市役所1階市民窓口課で、パスポートの申請と受け取りができます。

## ●申請手続きができる人

日本国籍を有し、かつ本市に住民登録をしている人、または市外に住民登録をしているが単身赴任などで本市に居住している人（居所申請）

※居所申請は、別途書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。  
※太子町・河南町・千早赤阪村にお住まいの人のパスポートの申請と受け取りも市役所でできます。

## ●市役所で取り扱える業務

①新規申請、切替新規申請、訂正新規申請、②記載事項変更申請、③査証欄増

補申請、④紛失届  
※必要書類、交付までの所要日数などは事前にお問い合わせください。

## ●市役所での受付時間など

区分	とき	ところ
申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分
	月～金曜日	午前9時～午後5時30分
受け取り	日曜日	午前9時～正午、午後0時45分～5時30分
		市役所1階市民窓口課
		市役所地下日曜窓口コーナー

※金剛連絡所で申請、受け取りはできませんのでご注意ください。  
※受け取りは、年齢にかかわらず、必ず本人がお越しください。  
※日曜日は、受け取りのみとなります。

## ●手数料

受け取り時に手数料が必要です。

パスポートの種類	収入印紙	現金	合計	
新規申請	10年間有効(20歳以上)	1万4000円	2000円	1万6000円
	5年間有効(12歳以上)	9000円	2000円	1万1000円
	5年間有効(12歳未満)	4000円	2000円	6000円
記載事項変更申請	4000円	2000円	6000円	
査証欄増補申請	2000円	500円	2500円	

## 府パスポートセンターでも手続きできます

従来通り、府パスポートセンター〔☎06(6944)6626〕でも手続きができます。

なお、次の場合は同センターでの手続きとなります。

- 外務省と協議する必要がある特殊な場合
- 業務上などの理由により、パスポートを早期に発行する必要がある場合
- 学校などから団体申請する場合
- 震災特例旅券を申請する場合

※その他詳しくは、一般旅券発給申請書に添付の案内、または市ウェブサイトをご覧ください。同申請書をご覧ください。同申請書は、市役所1階総合案内および金剛連絡所、その他の申請書については市役所1階市民窓口課パスポートコーナーでのみ配布しています。なお、全ての申請書は外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html> よりダウンロードできます。

お問い合わせ 市民窓口課 (内線136)



## 生産緑地制度に関する説明会を開催します

本市では、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成4年度より生産緑地地区を指定しています。生産緑地は指定から30年経過すると、税制などの取り扱いが変わることから、これまでと同様の条件で農業を継続するには、新しく創設された特定生産緑地の指定を受ける必要があります。

最初の指定からまもなく30年を迎えることから、特定生産緑地の指定が円滑に進むように同制度の説明会を開催しますので、市街化区域内で生産緑地の指定を受けている農地の所有者、関係者は、ぜひご参加ください。

## 市プレミアム付商品券の申請を受け付けています

本市では、低所得者対象の市プレミアム付商品券の購入引換券交付申請の受け付けをしています。

購入対象見込みの人には市より申請書を送付していますが、案内が届いていない人でも購入対象となる場合があります。

購入対象者かどうかの確認や申請書の必要な人は、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市プレミアム付商品券専用コールセンター〔☎0570(007)236〕(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)

さい。  
とき 8月19日(月)、午後7時～8時、20日(火)、午後7時～8時、23日(金)、午後7時～8時、24日(土)、午前10時～11時、午後1時～2時  
※説明内容は全て同じです。  
ところ 市役所4階401会議室  
※駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。  
内容 生産緑地制度および特定生産緑地制度について  
定員 各100人(当日、直接会場へ)  
問い合わせ まちづくり推進課(内線451、453)



原爆死没者の慰霊と  
平和祈念の黙とうを

広島市と長崎市では、原爆死没者の冥福と世界恒久平和の実現を祈念するため、原爆が投下された時刻に1分間の黙とうをささげることになっています。また、8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。これらの趣旨をご理解の上、それぞれの家庭や職場

などでも黙とうをお願いします。  
**広島平和記念日** 8月6日  
**長崎平和の日** 8月9日  
**戦没者を追悼し平和を祈念する日** 8月15日(木)、正午  
**問い合わせ** 人権政策課 (内線472)

### 金剛図書館で教科書展示会を開催

令和2年度に使用する小学校の教科書と現在使用中の中学校の教科書について、教育関係者だけでなく、広く市民の皆さんに理解を深めてもらう場として、教科書展示会を開催します。

**とき** 8月16日(金)～9月13日(金) (休館日は除く)

**ところ** 金剛図書館

※当日、直接会場へ。

**問い合わせ** 教育指導室 (内線369)

### マイナンバーカードの日曜交付

同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

**とき** 8月4日(日)、9月1日(日)、午前9時～正午

**ところ** 市役所地下会議室 (日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市民窓口課 (内線131、132)

## 第35回平和を考える戦争展～語り継ぐ戦争の記憶・伝える平和への思い～

**とき** 8月9日(金)～11日(祝)、午前9時～午後5時 (9日は午後6時まで) **ところ** すばるホール

**入場料** 無料 (当日、直接会場へ) **問い合わせ** 人権政策課 (内線472)

### 4階銀河の間での催し

#### 平和記念講演会『忘れゆく戦争の記憶』

**とき** 8月10日(土)、午後2時～4時30分

**内容** 市内在住の戦争体験者による講演会

- ・福田 正昭さん「軍需工場で爆撃 九死に一生」
- ・占部 邦彦さん「私と戦争の後・先～悲劇の阿波丸撃沈と父の戦死」
- ・林 富美子さん「戦時中の学校生活と徳島大空襲」
- ・利光 修さん「満州からの引き揚げ～胡蘆島より日本へ～」
- ・奥田 文男さん「焼け野原から生き延びた～堺大空襲～」

### 3階展示室での催し

#### 企画展①「地図から消えた町」

広島での原爆の爆心地付近の地図を再現し、そこにあったたくさんの物語を紹介するとともに、それが一瞬にしてなくなった原爆の恐ろしさについて伝えます。

#### 企画展②「被爆者と高校生の描いた原爆の絵」

被爆者から当時の証言や体験談を聞き、その証言をもとに広島市内の高校生が1年をかけて完成させた油絵を展示し紹介するとともに、被爆の実相・戦争の悲惨さについて伝えます。

#### 戦時下の富田林

市民の皆さんから寄せられた戦時品・遺品の展示と、戦時中に多くの学童疎開を受け入れていた富田林の様子を紹介します。

### 4階銀河の間でのイベントプログラム

と き	内 容
10日	10:00 平和ビデオ「つるにのって」(30分)
	10:45 映画「この世界の片隅に」(126分)
11日	9:45 映画「この世界の片隅に」(126分)
	11:50 キャラクターショー(スバルファイブ)
	13:15 人形劇「三つの願い」「ブレーメンの音楽隊」
	14:15 映画「この世界の片隅に」(126分)

#### 15年戦争・大阪大空襲と救援電車

満州事変から終戦までを中心に、日本が戦争へと歩んだ道のりと、大阪大空襲の際に臨時で運行されたといわれる「救援電車」について紹介します。

#### 広島・長崎原爆

原爆投下時に身につけていた腕時計や、強烈な熱線によって溶けた丸瓦やガラス板などの貴重な被爆資料と写真を展示し、広島、長崎に落とされた原爆の恐ろしさを伝えます。

#### 非核・平和ポスターの展示

市内の小学5年生が平和への願いを込めて描いた非核・平和ポスターを展示します。

#### みんなで作るピースメッセージ、折り鶴など

平和への願いを込めたピースメッセージや、折り鶴、平和図書・ビデオコーナーなどを設けています。

## 指定管理者を公募します

本市では、公の施設の管理運営にあたり、サービスの向上や効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入しています。このたび、下記施設について、次のとおり指定管理者を公募します。

**対象施設** 富田林寺内町4施設（じないまち交流館、重要文化財旧杉山家住宅、寺内町センター、じないまち展望広場）

**対象期間** 令和2年4月1日(水)～令和5年3月31日(金)

**募集要項の配布** 8月1日(水)～9月17日(火)、午前9時～午後5時30分（土・日曜日、祝日は除く）に文化財課で配布※募集要項は市ウェブサイト（文化財課のページ）からもダウンロードできます。

**申請の受け付け** 8月30日(金)～9月17日(火)

※対象施設について現地説明会を開催します。日程や申し込み方法など詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

**問い合わせ** 文化財課（内線508）

## かがりの郷のホームページが完成しました

かがりの郷はどなたでもご利用できます。貸館以外に浴場やキッズスペース、喫茶コーナーなどもありますので、初めてご利用される場合は、まずはかがりの郷ホームページ（<https://www.kagarinosato.com/>）をご覧ください（右図QRコードからもアクセスできます）。



**問い合わせ** かがりの郷（☎(20)6070）

## 8月は「道路ふれあい月間」、 8月10日は「道の日」です

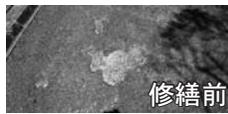
道路は、人や車の通行を目的に整備されてきました。また、上下水道や電線などを収容する空間、災害時の避難路や火災発生時の延焼防止の空間などにも利用されるなど、現在ではさまざまな役割を果たしています。

このように、道路は私たちの暮らしに欠かすことのできない大切なものですが、ごみや空き缶のポイ捨て、看板類の設置や商品のはみ出しなどによる不法使用、さらには違法駐車や自転車の放置などが日常的に見られます。これらの行為は交通機能を低下させ、事故発生の原因となる恐れもありますのでやめましょう。

この機会に、道路の重要性を再認識し、道路を常に美しく、安全に利用するよう心掛けましょう。

### 道路の破損を見つけたときは…

道路の安全確保のため、道路の穴や陥没、カーブミラーの破損、溝蓋の破損・隙間などを見つけたときは、道路交通課までご連絡をお願いします。また、市公式LINEでも受け付けています。



**問い合わせ** 道路交通課（内線412、414）

## 墓花などを販売します

富田林霊園管理棟前で、供花（墓花）・お参りセット（ローソク、線香、マッチ）を期間限定で販売しますので、ぜひご利用ください。

**とき** 8月10日(土)～12日(日)（お盆）、9月21日(土)～23日(祝)（お彼岸）、令和2年3月20日(祝)～22日(日)（お彼岸）、いずれも午前9時30分～正午

**問い合わせ** ここにこ市場（☎(35)3502）

## 資源ごみの分別収集にご協力を～ペットボトルの品質調査が実施されました～

分別収集をしているペットボトルの品質調査が5月30日に実施され、今年も市民の皆さんのご協力により、総合評価「A」（最高評価）をいただきました。

その一方で、ラベルやキャップが付いたままのペットボトルも見られました。ペットボトルのラベルやキャップは、プラスチック製容器包装にあたるため、そちらの方で出すようにしてください。



今後も毎年「A」評価となるよう、引き続き資源ごみの分別収集にご協力をお願いします。

**問い合わせ** 衛生課（内線144～146）

## とんだばやしプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、その便利さから私たちの生活に身近な一方で、道路などに捨てられたプラスチックが河川から海へ流れ込むことにより、海の環境や生態系に悪影響を与え、海洋汚染の原因の一つとなっています。

そこで本市では、今年6月21日に「とんだばやしプラスチックごみゼロ宣言」をしました。

皆さんにおかれましても、同宣言にご理解いただき、マイバックの持参や使い捨てプラスチック製品の利用を控えるなど、身近なところから取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

**問い合わせ** みどり環境課（内線432）

## 野外でのごみの焼却はやめましょう

家庭ごみや枯れ葉などの野外焼却（いわゆる、野焼き行為）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。

「煙が家の中に入って息苦しい」「洗濯物に臭いや灰がついて困っている」など野焼き行為による苦情が多く寄せられています。

「これぐらいなら大丈夫」と思って燃やされていても、知らないところで迷惑を掛けていますので、野焼き行為はやめましょう。

**問い合わせ** みどり環境課（内線432）

## 府内中小企業者の設備投資を応援します

府では、府内中小企業者が、生産性の向上や経営基盤の強化などのために設備を導入する際の融資制度を実施しています。

### ●設備投資応援融資（保証協会保証付き）

**資金使途** 設備資金・設備に付随する運転資金（設備資金の2分の1以内）

**融資限度額** 2億円（うち無担保8000万円）

**融資期間** 10年以内（無担保）、20年以内（有担保）

**金利** 年1.2%以下の固定

**保証料** 9段階別信用保証料（年0.35%～1.9%）

※国の「認定経営力向上計画」の実施に必要な設備は、一律年0.7%で利用可能です。

### ●金融機関提案型（設備投資特別枠）

金融機関からの提案による設備投資を対象とした融資です（金利、その他の要件などは金融機関が決定）。

※申し込み方法など詳しくは、府ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/setubiouen/index.html>）をご覧ください。

**問い合わせ** 府中小企業支援室金融課制度融資グループ  
☎06(6210)9508

## 中小企業退職金共済制度をご存じですか

同制度は、中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

### ■同制度の主な内容

◇掛け金は全額非課税で、手数料も不要です。

◇掛け金の一部は国が助成します。

◇社外積立型のため管理が簡単です。

◇パートタイマーなど短時間労働者も加入できます。

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 中小企業退職金共済事業本部 ☎03(6907)1234

## 市勤労者共済会をご存じですか

市勤労者共済会では、中小企業で働く人の福利厚生を支援しています。

運営事務費などは市が負担し、会員の皆さんからの会費は全て福利厚生などの事業に還元されます。10月1日(火)まで入会金免除を実施していますので、この機会にぜひご入会ください。

**事業内容** 会員の結婚・出産などに対する祝い金などの給付、人間ドックなどに対する費用の補助、各種チケットの割引価格での販売、宿泊料金の補助、バスツアーなどの福利厚生

**対象者** 市内在住・在勤の勤労者、市内事業所・商店などの事業・商店主および従業員（パート・アルバイトを含む）

**会費** 入会金200円、月額800円

**問い合わせ** 商工観光課内勤労者共済会（内線487）

## 「開業サポート資金」のご利用を

府内での創業を促進するため、府では、府内で新たに事業を開始する人に必要な資金を融資する「開業サポート資金」を実施しています。また、多様な起業家を育成するため、女性、若者、シニア、U・I・Jターン該当者は金利の優遇を受けることができます。

### ■女性・若者・シニア・U・I・Jターンの要件

・女性＝事業主が女性であること

・若者＝事業主が受け付け時点で35歳未満であること

・シニア＝事業主が受け付け時点で55歳以上であること

・U・I・Jターン該当者＝受け付け時の1年前以内に東京圏

に在住していた人が、府内で創業するものであること

※金利や保証料の優遇と、自己資金要件の緩和などがある

「地域支援ネットワーク型」による資金融資もあります。

※詳しくは、府ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/seido001/index.html>）をご覧ください。

**問い合わせ** 府中小企業支援室金融課制度融資グループ  
☎06(6210)9508

## 毎月勤労統計調査に係る雇用保険・労災保険等の追加給付

毎月勤労統計調査における不適切な取り扱いの影響により、平成16年以降に労災保険、雇用保険、船員保険の給付を受けた人と、雇用調整助成金など事業主向け助成金を受けた事業主は、追加給付の対象となる可能性があります。詳しくは、厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03463.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html)）をご覧ください。下記専用ダイヤルまでお問い合わせください。

### ■追加給付問合せ専用ダイヤル

**雇用保険**（事業主向け助成金も含む）☎0120(952)807

**労災保険** ☎0120(952)824

**船員保険** ☎0120(843)547、☎0120(830)008

※受付時間は午前8時30分～午後8時（ただし、土・日曜日、祝日は午後5時15分まで）。

## 団体に緑化樹を差し上げます

地域の緑化を進めるために、町会（自治会）、PTAなどの団体に緑化樹を無料で差し上げます。

**配布時期** 令和2年3月（予定）

**緑化樹の種類** 高木（高さ約1.5m）＝キンモクセイ・サザンカ・セイヨウカナメ（レッドロビン）・ヤマモモ・イロハモミジ・コブシ・サルスベリ・ソメイヨシノ・ハクモクレン・ハナミズキ・ヤマザクラの11種類

**申し込み** 8月5日(月)～23日(金)に、みどり環境課(内線431)へ  
※個人での申し込みはできません。

※植樹および管理は各団体で実施してください。また、緑化樹の配達は原則できません。

※1カ所当たり10本以上の申し込みになります。